下請中小企業振興法「振興基準」改定案(2022年度)

資料 2 - 2

- 「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条に基づく大臣告示であり、同法第4条に基づく「指導・助言」の根拠 となるとともに、業種別ガイドライン、自主行動計画、パートナーシップ構築宣言のひな形の策定に参照されるもの。
- 「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月10日公表)、「転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月27日閣議了解)等で決定した取引適正化に向けた取組方針を裏付け・下支えし、産業界に提示するため、全面的に改定。

【全体的な規定の整理】(企業目線から見て「守るべきルール」「目指してほしい取組」等を分かりやすくする)

- ●「~するものとする」…事案の問題性の大きさ等を踏まえ、場合によって指導・助言の対象。
- **❷「~するよう努めるものとする」**… ベストプラクティスとして**事業者に目指してほしい取組**。
- ❸「~することを徹底する」…下請代金法で既に規制されている行為の確認規定。

【改定による主な新規追加事項】(親事業者が求められる取組の内容)

- 1) 価格交渉・価格転嫁
- ①毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉え、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うこと(❶)
- ②労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した**下請事業者からの申出があった場合、遅滞なく協議**を行うこと (❶)
- ③下請事業者における**賃金の引上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定**すること(1)

2) 支払方法・約束手形

- ①下請代金は、物品等の受領日から起算して60日以内において定める支払期日までに支払うこと(⑥)
- ②令和8(2026)年の約束手形の利用廃止に向け、できる限り、約束手形を利用せず、また現金払いを行うこと(②)

3)パートナーシップ構築宣言

- ①パートナーシップ構築宣言を行い、定期的に見直すこと。また、社内担当者・取引先に宣言を浸透させること(②)
- 4) 知財取引・その他
- ①下請事業者の秘密情報 (ノウハウ含む) の提供や開示を強要しないこと (●)
- ②下請事業者の直接的な利益に十分に配慮した協議や書面等での合意を行わずに、協**賛金、協力金等を要請しないこと**(①)
- ③取引上の交渉の際に、**威圧的な言動による交渉を行わないこと** (**①**)
- 改定した「振興基準」は、<mark>業界団体の「自主行動計画」の改定</mark>や、<u>個社への「指導・助言」</u>に活用。